

令和5年度

甘楽町各会計決算及び
基金運用状況の審査意見書

一 般 会 計

国民健康保険事業特別会計

介護保険事業特別会計

農業集落排水事業特別会計

公共下水道事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

水道事業会計

甘楽町監査委員

甘監発第 9 号
令和6年8月27日

甘楽町長 森平仁志 様

甘楽町監査委員 松浦 彰



甘楽町監査委員 中野 喜久勇



令和5年度甘楽町各会計決算及び各基金運用状況の
審査意見書

甘楽町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）、甘楽町監査基準実施要領、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された令和5年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1 審査の対象

1. 一般会計及び特別会計歳入歳出決算
 - 令和5年度 甘楽町一般会計
 - 令和5年度 甘楽町国民健康保険事業特別会計
 - 令和5年度 甘楽町介護保険事業特別会計
 - 令和5年度 甘楽町農業集落排水事業特別会計
 - 令和5年度 甘楽町公共下水道事業特別会計
 - 令和5年度 甘楽町後期高齢者医療特別会計
2. 令和5年度 甘楽町各会計歳入歳出決算事項別明細書
3. 実質収支に関する調書
4. 財産に関する調書
5. 各基金運用状況調書

第2 審査の期日

令和6年8月21日、22日、23日の3日間

第3 審査の手続

審査に当たっては、次の点に主眼を置いて実施した。

1. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定に基づき、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す調書が関係法令に準拠して作成されているか。
2. 予算の執行が、関係法令並びに予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。
3. 決算及び付属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符号するか。
4. 各基金の運用状況については、その計数が正確であるか。また、適正に運用されているか。

以上の事項を主眼点として審査を行った。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求めた。

第4 審査の結果

1. 審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であって、予算の執行状況は概ね適正であると認められた。
2. 各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

なお、各会計の決算の概要と意見については、次に記述するとおりである。

第5 決算の概要

一般会計及び特別会計の決算概要は次のとおりである。

1. 一般会計（増減率は対前年度比）

（1）収支の状況及び財政の推移

一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額は73億3,651万6千円、歳出総額が69億7,427万3千円で、前年度と比較すると、歳入で16.7%、歳出では18.4%それぞれ増額となった。

翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は3億4,456万3千円であり、令和4年度実質収支額を減じた単年度収支は2,023万2千円の黒字であった。加えて、財政調整基金に1億852万6千円を積み立てているため、実質単年度収支は1億2,875万8千円の黒字となった。

歳入のうち地方交付税では、高齢者保健福祉費や社会福祉費の増加により基準財政需要額が増加したが、町税や交付金の増額により基準財政収入額も増加したため、普通交付税は18億9,243万8千円となり1.0%の減少となった。町税は、個人所得割、法人税割、家屋、償却資産がそれぞれ増加し、昨年を5千万円ほど上回る3.3%増の15億5,921万5千円で、過去最高の税收となった。なお、徴収率は0.3ポイント減少し97.1%となった。国庫支出金は、4年度からの繰越事業となった甘楽スマートIC整備事業や社会資本総合整備交付金の増額により、1億9,400万5千円の増額となった。繰入金では、学校建築基金繰入金やふるさとづくり基金繰入金等の増額により、3,068万6千円の増額となった。町債は、令和4年度から繰越となった甘楽PAスマートIC整備事業に係る借入分が増額となり、前年比148.2%の増の2億5,010万円となった。

歳出では、総務費が物価高騰重点支援事業、中道第2工業団地の土地購入費の大幅な増額により、7億7,392万4千円の増、民生費が、低所得者世帯支援給付事業、福祉医療事業、障害者自立支援事業、町内こども園・保育園への施設型給付事業等の増加により、1億3,042万円の増、土木費が、甘楽PAスマートIC整備事業や公園整備事業により、3億6,626万3千円の増となった一方で、商工費では、観光イベント事業の増額があったが、新型コロナウイルス感染症対策として実施したプレミアム付商品券事業や原油価格・物価高騰緊急事業者支援事業の皆減により、2億2,997万5千円の減額となっている。

財政の推移を前年度と比較すると財政力指数は0.470から0.480に上昇し、財政の弾力性を示す経常収支比率は86.3%で1.7ポイント

減少した。また、臨時財政対策債発行可能額を含む標準財政規模は、37億9,063万円となり、1,973万3千円増加した。実質公債費比率は前年より0.3ポイント増加し、8.3%となった。

町債の本年度末残高は48億5,318万2千円で、前年度より1億7,256万4千円減少した。

(2) 財政運営の状況

① 歳入

歳入全体に占める依存財源と自主財源の割合は、前年度より自主財源の割合が3.3%増加し、それぞれ58.3%、41.7%であった。

なお、使途が特定されず、どのような経費にも使用することのできる経常一般財源は、町税の増加により、前年度に比べ1.5%増の38億956万3千円であった。

② 歳出

性質別の状況のうち、義務的経費では、常勤職員の減少による人件費の減少や公債費の減少があったが、低所得者世帯支援給付金、物価高騰就学支援金、認定こども園・保育園施設型給付金等の扶助費が増加したことにより、全体で6.1%増加した。なお、歳出全体に占める割合は36.5%に減少した。

投資的経費は、甘楽PAスマートIC整備事業や町道天王・下平線、久保田線等の道路改良事業、多世代サポートセンター空調改修事業、福島小学校屋上防水改修事業、中道第2工業団地土地購入費等の増加により、142.7%増加し、歳出全体に占める割合は24.3%となった。

その他の経費は、物価高騰対策として燃料費補助や水道料金の減免、農業用飼料・肥料の支援金補助等の増加があったが、プレミアム付商品券事業や原油価格・物価高騰緊急事業者支援事業の減少により、2.0%減少した。支出全体に占める割合は39.2%ととなり、8.2ポイント減少した。

本年度借入の町債は2億5,010万円で、累積借入金残高は、前年度末に比べて3.4%減の48億5,318万2千円となった。

2. 特別会計（増減率は対前年度比）

（1）国民健康保険事業特別会計

歳入決算額は15億5,964万3千円、歳出決算額が15億228万6千円で、歳入歳出差引額は5,735万7千円である。

前年度繰越金5,769万9千円を差し引いた単年度収支は赤字となり、実質的な収支では、基金へ利子分の積立を行い、4,692万6千円を取り崩したため、4,726万3千円の赤字であった。

歳入は、国保税の収納額が2億8,681万3千円で、8.0%減となり、現年分収納率は97.9%で前年と同率だった。

一般会計繰入金は7,884万3千円で、歳入総額に占める割合は5.1%で、前年度より0.5ポイント増加している。また、基金からは、4,692万6千円を繰入れている。

歳出は、療養給付費と療養費で8億6,893万1千円となり、5.7%の増、歳出総額に占める割合は57.8%である。また、高額療養費は、1億3,122万円で、15.9%増加している。

（2）介護保険事業特別会計

歳入決算額は13億4,479万6千円、歳出決算額が11億9,277万5千円で、歳入歳出差引額は1億5,202万1千円である。

第1号被保険者保険料の現年分収納率は、99.9%で、滞納繰越分を含めた収納率は99.7%であり、前年度と同率であった。

歳出総額のうち、保険給付分は10億4,096万6千円で、これは歳出総額の87.3%にあたり、前年度より0.5ポイント減となっている。

総合事業費分は、3,217万9千円、包括的支援事業・任意事業費は4,267万1千円であった。

（3）農業集落排水事業特別会計

歳入決算額は5,686万9千円、歳出決算額が5,682万4千円で、歳入歳出差引額は4万5千円である。

平成16年4月に供用を開始した善慶寺・国峰地区の接続率（戸数）は79.3%であった。

処理場等の維持管理費は人件費も含めて1,705万5千円であり、町債

の令和5年度末残高は2億7,463万2千円で、前年度より3,403万1千円の減となった。

(4) 公共下水道事業特別会計

歳入決算額は4億1,552万1千円、歳出決算額が4億1,519万4千円、歳入歳出差引額は32万7千円である。

事業費の主なものは、維持管理費として5,354万8千円、県央処理場維持管理負担金が4,727万9千円、建設費として汚水整備事業費7,133万5千円及び流域下水道建設費負担金890万9千円、元金・利子償還金の2億2,845万8千円であった。

認可面積は、令和3年3月31日に変更認可により11ha縮小し、516haで、整備の状況は、第52-1処理分区の甘楽ショッピングパーク周辺整備が加わり、供用区域は504.9ha、年度末における整備率は97.5%、汚水管路の延長は107,536mとなった。

町債の令和4年度末残高は21億4,203万3千円で、前年度より1億4,699万9千円減少している。

(5) 後期高齢者医療特別会計

歳入決算額は1億8,204万1千円、歳出決算額が1億7,781万9千円で、歳入歳出差引額は422万2千円である。歳入の主なものは保険料が1億2,643万1千円、一般会計繰入金が5,157万5千円で、保険料収納率は99.1%であり、前年度より0.7ポイント減少した。

医療費の状況は、保険給付費が15億2,652万円で、1人当たりの保険給付費は68万5千円である。

前年度と比較すると、被保険者数の増加により保険給付費が5.1%の増となっている。

第6 財政健全化判断比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、健全化判断比率等（財政指標）したところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率に該当がなく、健全財政であると認められた。

第7 審査における意見等

1. 一般会計

(1) 歳入について

町税の収納状況は、収納率が97.1%と昨年よりも0.3%減少し、不納欠損額も増加していた。

今後も、悪質な滞納者に対しては、法的措置を講ずるなど、滞納金額の解消、収納率の向上に引き続き努力をお願いします。

また、不納欠損処分に至らぬよう、個々の状況を十分に調査のうえ、その処分については引き続き厳正に運用するよう要望する。

町債の発行は、臨時財政対策債と甘楽スマートIC整備、道路・橋梁整備、公園整備に係る土木債であった。安全・安心なまちづくりなどに必要な財源であるが、後年度の住民に負担を強いることのないよう、また、将来の安定的な財政運営のためにも、計画的な活用をお願いします。

(2) 歳出について

予算編成方針の趣旨に沿った事業運営に努力されていると認められる。

今後も引き続き、社会情勢や厳しい財政状況をしっかり認識し、経費の節減に向け事務事業の簡素化・効率化を図り、費用対効果を考慮のうえ、補助事業の見直しにも積極的に取り組まれることをお願いしたい。

2. 特別会計（増減率は対前年度比）

(1) 国民健康保険事業特別会計

今年度も実質収支が赤字となり、被保険者一人当たりの保険給付費や高額療養費は今後も上昇すると思われ、厳しい運営が予想される。

歳入では、国保税現年分の収納率が低下し、収納額全体でも減となっているので、賦課徴収等の強化により、収入確保に努められるよう要望する。

また、バランスの取れた事業運営を行うために、医療費の抑制及び健康意識の高揚を図り、財政の健全化に務めるようお願いしたい。

(2) 介護保険事業特別会計

65歳以上の人口に占める、要介護者の認定率は12.7%で、引き続き県平均の17.8%と比較して低く保たれていることは、予防・支援事業の

成果と認められる。

要介護高齢者等が、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう適切なサービスの供給に努めるとともに、今後も介護予防・生活支援事業等に重点を置き制度の充実と併せて介護保険財政の健全化を望むものである。

(3) 農業集落排水事業特別会計

汚水処理地区では、天引地区に続き城南・上野地区は平成29年4月に一部を公共下水道に編入、令和5年4月には全部が編入となった。

平成16年に供用開始した善慶寺・国峰地区の接続率(戸数)は79.3%となっている。

本事業は、多額の事業費を投入して実施したものであり、未接続者には早期に接続を行うよう、啓発を要望する。また、農業集落排水対象地区から公共下水道対象地区への切り替えについても引き続き計画的に実施されたい。

(4) 公共下水道事業特別会計

昭和62年から事業に着手し、平成5年から供用を開始した下水道事業は、建設事業費と併せて農業集落排水区域編入分が加わり維持管理経費の増加が見込まれる。

建設に当っては、整備計画により、国庫補助金等の有効な活用と事業費の平準化をお願いしたい。

また、維持管理費の財源である使用料収入の増加のためにも、未接続者には早期接続を行うよう、継続的に啓発を要望する。

(5) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは保険料と一般会計繰入金である。

保険料収納率は、前年度より0.7%減となったものの、99.1%と高水準であり、収納対策の努力がうかがえた。

歳出の99.4%が運営主体の群馬県後期高齢者医療広域連合への納付金であり、法令等に基づき忠実に事務が執行されたものと認められる。

(6) むすびに

審査いたしました一般会計並びに各特別会計は、予算編成方針の趣旨に沿

った適正な事業運営がなされ、健全財政に努力されたことが認められる。

今後も限られた財源の中で、最小の経費で最大の効果をあげられるよう創意と工夫をもって予算執行にあたっていただきたい。

また、第6次総合計画「しあわせホームタウン甘楽」の実現に向け、積極的に事業に取り組まれるよう要望して、歳入歳出決算審査における意見とする。

甘監発第 8 号
令和6年8月23日

甘楽町長 森平仁志様

甘楽町監査委員 松浦 彰



甘楽町監査委員 中野 喜久勇



令和5年度甘楽町水道事業会計決算審査意見書

甘楽町監査基準（令和2年監査委員告示第1号）、甘楽町監査基準実施要領及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、令和3年度甘楽町水道事業会計収入支出決算及び証書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1 審査の対象

1. 令和5年度甘楽町水道事業会計決算
2. 現金・預金通帳の残高

第2 審査の期日

令和6年7月25日（木）

第3 審査の方法

1. 町長から提出された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・剰余金処分計算書・貸借対照表等の各調書が法令に準拠して作成されているか。
2. 財政運営は健全か、予算が適正かつ効果的に執行されているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。

3. 決算書及び付属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類の金額と符号するか。

以上の事項を主眼点として審査を行った。なお、その過程において、必要に応じ担当課長等の説明を求めた。

第4 審査の結果

1. 審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・剰余金処分計算書・貸借対照表等各調書は、法令に準拠して作成されていた。
2. 計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令及び財務諸規定に従って適正に執行がなされていることが認められた。

第5 決算の概要

(1) 決算の状況について

令和5年度の収益的収入の決算額は、2億4,597万1千円で、対前年度比2.04%の減少であり、その要因は、給水収益等の減少となっている。

収益的支出の決算額は、2億1,598万1千円で、対前年度比0.21%増加している。主な費用は、修繕費1,172千8円、固定資産減価償却費1億2,462万2千円、企業債利息1,047万3千円、動力費714万1千円、薬品費787万1千円、人件費3,019万円で、総収支比率は、113.89%であり、当年度の純利益2,999万1千円となり、対前年度比558万2千円の減少となっている。

資本的収入の決算額は、9,000万円で、企業債借入金等の減額により対前年度比で3,005万1千円減少となった。

資本的支出の決算額は、2億581万5千円で対前年度比12.32%減少した。内訳は、建設改良費が1億4,648万3千円で前年度より2,867万4千円の減少となり、企業債償還金については、5,933万2千円で前年度より23万6千円減少している。

企業債の年度末残高は49件で、16億4,301万2千円となり、前年度より3,066万8千円の増加であった。

資本的収入額が資本的支出額に対して1億1,581万5千円不足になっているが、この不足額は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金、当年度

消費税・地方消費税資本的収支調整額で補てんを行っている。

(2) 主要事項について

本年度末の給水人口は、1万2,392人で、前年度より60人減少した。年間有収水量は、174万6,799^mで、対前年度比2.47%増加した。なお、有収率は、84.85%で、対前年比1.37%の増加となっており、毎年度継続的に実施している漏水調査等により発見された漏水箇所の改修により有収率が改善したことが認められる。今後も有収率の低い配水系統で重点的に漏水防止対策等を図る必要がある。

建設工事の主なものは、県道金井高崎線道路改良工事に合わせて配水管布設替工事を行うとともに、老朽管更新工事を実施したほか、水道施設監視装置LTE化工事、葦の萱浄水場制御盤改修工事などを実施した。

また、安全で良質な水の安定供給のために、各浄水場並びに水源の維持管理等を実施し、それぞれ適正に執行されていた。

第6 資金不足比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、公営企業会計に係る資金不足比率を算定したところ、実質黒字のため該当が無く、健全財政であると認められる。

第7 審査における意見等

- (1) 有収率は、上水道では前年度より改善されているが、簡易水道は低下に転じているため、引き続き漏水防止対策を強化し、有収率の向上をお願いしたい。
- (2) 水道料金の滞納額は増加している。健全財政並びに公正公平な立場からも、引き続き適正な給水停止の執行と徴収を要望する。
- (3) 施設の老朽化対策にあたっては、財政を考慮した計画的な修繕と建設改良工事をお願いする。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願いたい。

むすびに、今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の安定供給に向けて、より一層の工夫と努力を望み、意見とする。